

令和 8 年度

三島市雇用対策協定に基づく事業計画

三 島 市

静岡労働局

目 次

第 1	趣旨	1
第 2	雇用状況の分析と基本方針	1
第 3	各労働者層の支援策	
1	若年者の就労支援	3
2	女性の働きやすい職場環境の支援	6
3	高年齢者の雇用対策の推進	8
4	障がい者の雇用対策の推進	9
5	生活困窮者等の就労支援	11
6	外国人の就労支援	12
第 4	雇用対策協定に基づく取り組みに関する数値実績	13
第 5	雇用対策協定に基づく取り組みに関する数値目標	14

第 1 趣旨

三島市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市内における雇用情勢・労働環境の改善に連携して強力に取り組むため、平成 31 年 2 月 13 日「三島市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び三島公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワークが行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接に関連し、円滑かつ効果的に実施されるよう、「三島市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的な対策の実施により、三島市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第 2 雇用状況の分析と基本方針

ハローワーク三島管内の有効求人倍率は、令和 7 年 12 月現在 0.91 倍と、前年同期と比べ 0.09 ポイント減少、令和 7 年 3 月より 10 か月連続 1 倍未満の状況が続いている。物価は高止まりが続いており、中小企業からは、これ以上の賃金アップは難しいという声も出ている。

企業活動の低下によって地域経済の停滞を招きかねないことから、市と労働局は連携し、販路拡大支援などによる既存企業の活性化を図るとともに、創業支援、企業誘致、移住定住の促進による人材確保に向けて、各労働者層に対し事業を推進していく必要がある。

《市と労働局が共同で取り組む業務》

- 市が実施する企業誘致施策などにより、新たな企業の立地や操業が決定した場合には、市とハローワークは雇用に関する情報を共有し連携を図る。
- 市と労働局は、求職者の就職促進、市内企業の人材確保支援等、市内の雇用情勢の課題について認識を共有し、解決に向け連携を図る。
- 市と労働局は、就職先、転職先を探す三島市への移住希望者と地元求人企業とのマッチングを支援する。
- 市と労働局は、移住相談会、セミナー及び広報誌・LINE・ホームページ等を通じて地域の仕事情報を発信する。

《市が実施する業務》

（企業の誘致）

- 市が実施する企業誘致施策などにより、新たな企業の立地を推進する。

（移住者への支援）

- 市内への移住・定住の促進のため、移住希望者に対し就職・転職の相談案内を含む地域の情報発信を市ホームページ等で行う。

（創業者等への支援）

- 市と三島商工会議所が設置しているワンストップ経営相談窓口「みしま経営支援ステーション」において、創業者等に対する総合的な支援を行う。
- 創業を考えている方を対象に、三島商工会議所と連携して、創業の基礎を学ぶ創業応援塾を開催する等、創業まで伴走的に支援を実施する。

（中小企業への支援）

- 市内に就業の場を確保するため、新規に出店や事業拡大を検討している企業に対し支援を行う。
- 中小企業の経営の安定を促進し、企業の健全な発展を図るため、中小企業が金融機関から融資を受けやすいように、制度融資を実施する。

（勤労者への支援）

- 中小企業で働く勤労者の福利厚生の実施を図るために、三島田方勤労者福祉サービスセンターの活動を支援する。

《労働局が実施する業務》

- 特に深刻な人材不足の課題が顕在化している「医療機関」「介護施設」「保育所」について、求人条件緩和の提案や、セミナー及びミニ説明会参加の提案、事業所訪問による求人票プラスアルファの情報収集と求職者への提供等、求人充足に向けた支援とフォローアップを行う。
- 氷河期世代を含む中高年層（※）の方々の中には、現在も不安定な就労、無業の状態にある方も一定数いる。このため、求人の開拓・確保、説明会・相談会・面接会の開催等の取り組みを行う。
（※）概ね 35 歳～59 歳までの方。
- 管内地域に企業誘致等の情報提供を受けた場合には、求人の開拓・確保を行い、就職ミニ面接会を実施する等求人と求職者をマッチングする。
- 事業所に対して、管内の労働市場の状況、求職者の動向、求人賃金や求職者の希望賃金等の情報を定期的に提供する。
- 三島信用金庫と連携し、新規求人開拓及び事業所への訪問相談を実施する。
- 求職者マイページや LINE・ホームページを最大限活用し、より多くの求職者への、求人情報の提供、イベント情報等の発信を強化する。

第3 各労働者層の支援策

1 若年者の就労支援

令和7年12月31日現在の住民基本台帳によると、三島市の15歳未満の人口は11,181人（前年同月比▲453人）で全人口103,790人（▲1,013人）の10.8%（▲0.3%）と低い水準となっており、少子高齢化が更に加速している。それに加え、若年者の首都圏などへの進学等による転出もあり、今後の労働者不足が問題となっていることから、新卒者などの若年者を地元企業へ繋げると同時に定着させていくことも求められている。

そこで、市は労働局と連携し、新卒者だけではなく既卒者等を含む若年者に対する就職支援並びに職業意識の醸成や職場定着支援、市内企業に関する情報提供等を行うことにより、若年者に対する就職支援を実施する。

(1) 学生等の就職支援

三島市における若年者の進学については、首都圏などへの転出超過が見られる。そのため首都圏等に在住する若年者に対しU I Jターン就職を働きかける。

また、地元から市外に通学する学生や地元の大学に通う学生等に地元企業を知ってもらう機会や就職関連情報の提供を行い、学生等の地元就職の促進を図る。

《市と労働局が共同で取り組む業務》

- 市は高校生の地元企業への理解と職業意識の形成を図るとともに、地元企業の人材確保を促進するため、ハローワークと協力し高校生を対象とした地元企業見学会を実施する。
- 市と労働局は関係機関等と連携して、県内外在住の若年者などを対象としたU I Jターン就職を支援する。

《市が実施する業務》

- 移住セミナーや体験ツアーなどのイベントの開催や個別相談を実施することにより若年者等のU I Jターンを促進する。
- 移住・就業支援補助金を通じてU I Jターンを促進するとともに、就職先となる地域企業に対し制度の周知を図る。
- 奨学金返還支援制度を通じて、若年者等の市内への定住促進を図る。

《労働局が実施する業務》

- 管内企業への就職に繋げる機会を提供するため、管内企業と高等学校との名刺交換会を開催する。
- 新卒者に対して、就職への動機づけや職業に対する理解・選択能力の向上を図るため、職業講話・面接指導・セミナー等を開催する。

- ハローワークにおいて、新卒者等に対して、担当者制による応募書類等の作成支援や模擬面接の実施等を含めた、きめ細かな職業相談や職業紹介を実施する。
- 新卒者の職場定着を図るため、就職後もハローワークで引き続き職業相談等を行うこと、特に中卒者について就職後に事業所を訪問し、早期離職することのないよう本人及び事業所への支援を行う。
- ハローワークにて新規高等学校卒業者職業紹介業務連絡会議（年2回）を開催し、管内高校の進路担当教諭に対して、新卒者の職業紹介業務について説明するとともに、生徒の進路状況等の情報共有や意見交換を行う。
- 未内定高校生を対象とした就職面接会「高校生JOBフェア」に参加を促す。また、10月末現在、未内定の高校生を対象に「高校生未内定者求職情報誌」を作成し、管内企業に幅広く情報提供を行うなど、未内定解消のための就職支援を行う。
- 30歳未満の方を対象とした自己分析セミナーを、年10回開催する。
- LINE・ホームページによるハローワークサービス、セミナーの案内等の情報発信を行う。

(2) 若者の職業的自立支援

全国的にも若年無業者の数の高い水準で推移している中、三島市においてもニートやひきこもり、フリーターなど働くことに悩んでいる若者は少なくないと考えられる。そのため、市と労働局は働くことに悩みを抱える若者に対し、就職の相談や職業紹介などの支援を行うとともに、関係団体と連携し、働くことに悩んでいる若者の職業的自立を支援する。

《市と労働局が共同で取り組む業務》

- 市と労働局は、しずおか東部若者サポートステーションに対する協力・連携・支援を積極的に行う。

《市が実施する業務》

- 市はしずおか東部若者サポートステーションと協力して、県東部地区の若者（15歳～49歳）の不登校やひきこもり及びニート等の社会的な自立支援を行う。
- ひきこもりやニート等の若者について本人や家族等から相談があった場合、状況に応じ、生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業等を活用して支援を行う。
- ひきこもり支援体制に係るプラットフォームを構成する関係各課でひきこもり支援に関する情報共有や連携を行う。

- 「ひきこもり」の状態にある人は、発達障害を含む障がいを抱えていることもあるため、本人及び家族に対し、障がいのある人の就労への情報提供を行い、社会参加の意識を喚起していく。

《労働局が実施する業務》

- 若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の普及拡大・情報発信を強化することにより人材確保に課題を抱える中小企業等と新卒者・若年者とのマッチングを実施する。
- 若者を対象に、ハローワークで職業適性検査と就職ポイント講座を開催する。それらを通じて、本人の適性に合った職種を探索のうえ、職業相談及び求人のマッチングを実施する。
- フリーターやニート等の若者に対し、ハローワークにて担当者制による職業相談を実施するとともに、応募書類の作成支援等きめ細かな個別支援を行う。
- トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金など各種助成金を活用し、若者の正社員就職を促進する。
- しずおか東部若者サポートステーションのハローワークへの出張相談について、エントランスへの掲示、リーフレット等の配布により案内し、対象者を当該相談へ誘導する。また、しずおか東部若者サポートステーションと月1回ケース会議を開催し、連携事業の推進を図りながら、しずおか東部若者サポートステーション支援対象者向けに、ハローワーク説明会を年1回開催する。

2 女性の働きやすい職場環境の支援

令和 7 年 12 月総務省統計局労働力調査からみた就業者数（15 歳以上）は 6,842 万人と前年に比べ 31 万人の増加（41 ヶ月連続の増加）となった。

男女別にみると、男性は 3,707 万人と 9 万人の増加、女性は 3,134 万人と 22 万人の増加となった。

また、全国の労働力人口についても、7,007 万人と前年に比べ 42 万人増加しており、15 歳～64 歳の就業率は 80.5%と前年同月に比べ 0.5 ポイントの上昇であった。

女性の雇用機会は広がりつつあるが、希望に応じた働き方が実現できるよう、積極的に企業誘致を進めると同時に、ハローワークや関係機関との連携により、起業支援やテレワークの推進、働き方改革や女性の積極的な採用・登用に向けた啓発、異なる企業で働く女性従業員のネットワーク化を進め、女性が働きやすい多様な就業環境の整備を進める。

《市と労働局が共同で取り組む業務》

- 支援対象者の状況を総合的に把握し、適切な支援を行うために、市とハローワークの共同で「三島地域子育て女性等の就職支援協議会」を運営し、子育て支援関連施設等と連携した潜在的求職者へのアプローチやマザーズコーナーの周知を行う。
- 児童扶養手当現況届提出時に、ハローワークの臨時窓口を受付会場内に設置し、ひとり親家庭の就職支援を行う。
- 市と労働局は連携して、中小企業に対する子育て支援助成制度等の情報発信を行う。

《市が実施する業務》

- 内職相談員による、内職の紹介や相談を実施する。
- 女性就労相談員による、女性の就労に関する相談を実施する。
- 女性の登用や子育て支援に積極的に取り組む企業に対して、建設工事の入札参加資格における総合点への加点措置を実施する。
- ひとり親の就職を促進するため、就職に役立つ技能や資格の取得のために指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を実施する。
- ひとり親の就職や自立に役立つ資格取得のために 1 年以上養成機関で修業する場合に、その期間の生活費等の一部を補助する「高等職業訓練促進給付金事業」を実施する。
- 民間企業、市民団体等と連携し、男性の家事・育児・介護への主体的な参画を促す。
- 女性の働きやすい環境整備に向けた取り組みを市の広報誌で紹介する。
- 職業生活と家庭生活との両立支援及び育児休業等の取得促進に取り組む。

○女性デジタル人材育成講座の実施により、女性の就業・起業を支援する。

《労働局が実施する業務》

- ハローワーク庁舎内に設置されているマザーズコーナーを周知するとともに、子育て中の求職者が子連れでも来所しやすい環境を引き続き整備し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う。さらに、求職者のニーズを踏まえて、仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓を実施する。
- 子育て中の求職者のうち、仕事にブランクのある方、職業経験が不足している方の就職支援のため、マザーズセミナー（年１～２回）を開催する。
- 育児をする労働者の職業生活の円滑な継続を目的とした「育児休業給付制度」の周知・活用により、労働者の育児休業の取得促進及び、その後の円滑な職場復帰を援助・促進する。
- 共働き・共育ての推進、仕事と育児の両立支援のため、令和７年４月に創設された「出生後休業支援給付金」及び「育児時短就業給付金」について、積極的に周知を行う。

3 高年齢者の雇用対策の推進

令和7年8月総務省統計局「人口推計」では65歳以上の人口は3620万人（対前年13.9%減少）全体の29.4%と世界でも高い水準となっており少子高齢化が急速に進展し、人手不足が深刻化する中、働く意欲と能力を有する高年齢者は、社会を支える貴重なマンパワーであることから、その活用が重要な課題となっている。このため、働く意欲のある高年齢者が65歳まで働くことができるような高年齢雇用確保措置の着実な実施を図るとともに65歳を超えても豊かな経験と知識・技術を活かして働ける環境づくりや再就職の支援、さらには多様な就業機会の提供に向けた取り組みを行う。

《市と労働局が共同で取り組む業務》

- 市と労働局は連携して、高年齢者の長年の職業経験や高年齢期における就業意欲等の多様化に対応した就労支援を実施する。
- 市と労働局の共催による高齢者向け「シニア相談会」を開催する。

《市が実施する業務》

- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高年齢者の就労を通しての社会への参加、健康保持などを目的として活動する公益社団法人三島市シルバー人材センターの活動を支援する。
- 高年齢求職者に対し、ハローワークの職業紹介やシルバー人材センターの会員登録へ繋がるようシルバーコンシェルジュ等を活用し情報提供を行う。

《労働局が実施する業務》

- 高年齢者の多様なニーズに対応するために設置した「生涯現役支援窓口」において、就労経験や就労ニーズを踏まえた再就職支援を行うとともに、65歳以上向けの求人開拓を実施する。
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく65歳までの高年齢者雇用確保措置及び70歳までの就業確保措置（努力義務）の徹底を図るとともに、高年齢者の職業能力向上、作業施設の改善、賃金・人事等処遇改善等の見直しを検討している事業所に対し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーと連携し、必要な相談や支援を行う。
また、三島市、しずおかジョブステーション及び三島市シルバー人材センターと連携し、シニア向け（概ね60歳以上）就職相談会を年1回開催する。

4 障がい者の雇用対策の推進

令和7年6月1日現在、ハローワーク三島管内における民間企業の実雇用率は2.48%であり（法定雇用率2.5%）、静岡2.44%、全国2.41%と比較すると高い数値となっているものの、法定雇用率達成企業の割合は56.1%で半数近くの企業が未達成となっていることから、障がい者の雇用拡大に向けて、法定雇用率未達成企業に対する啓発活動、職業相談、職業紹介、職場定着などを効果的に実施するとともに、障がい者雇用を促進する取り組みを更に進めていく必要がある。

《市と労働局が共同で取り組む業務》

- 障がい者雇用相談員が就労希望の者とハローワークへ同行し、就労先の斡旋をハローワークと連携しながら行う。
- 市はハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなどとの連携を強化し、企業への理解を促進していくなかで、企業での障がいのある人の雇用や実習に理解を求めていく。

《市が実施する業務》

- 市が参加している「駿東田方圏域自立支援協議会」において、障がい者の雇用に関する課題や情報等を他分野の障害支援者と共有し、協議を行う。
- 障がい者雇用相談員が、障がいのある人の雇用・就業に関する相談を行ない、必要な助言・指導を行う。
- 一般企業への就労を目指す障がいのある人に対して、就労移行支援や就労継続支援などの障害福祉サービスの提供を行う事業所に訓練等給付費を支給する。
- 農家の作物の収穫、畑の雑草取りなどの比較的簡易な農作業を、障害福祉事業所が請け負い、事業所に通う利用者が作業に取り組む農福連携事業を推進する。高齢化に悩む農家にとっては人手不足解消、福祉側にとっては障がい者の雇用機会拡大、工賃向上が期待できる。
- 障がい者の雇用に積極的に取り組む企業に対して、建設工事入札参加資格の格付評価における総合点への加点措置を実施する。

《労働局が実施する業務》

- 障害者法定雇用率が未達成の企業に対して、障害者雇用率の早期達成のために、事業所訪問等による指導を行う。
- 障害者雇用の推進のため、障害者就職面接会を開催する。
- 障害者雇用に係る助成金の周知を行う。
- 事業所担当者に対して応募者の障害の特性や配慮事項を伝えるなど、あらかじめ理解を求めたうえで紹介を行う。
- 精神・発達障害者への理解を深めるため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講の勧奨を行う。

○精神・発達障害者雇用サポーターによる職業相談、障害者就業・生活支援センター、就労支援施設、障害者職業センター、ジョブコーチ、市との連携等により、職場実習先の提供や職場定着支援に努める。

5 生活困窮者等の就労支援

社会環境の複雑化や経済構造が変化する中、就労に関する意欲や能力に悩む生活困窮者及び生活保護受給者は増加する傾向にあることから、市と労働局が連携を図り、就労・生活支援事業等の雇用対策に迅速かつ効果的に取り組むことにより、状況に応じた包括的できめ細かな支援を実施する。

《市と労働局が共同で取り組む業務》

- 支援対象者の状況を総合的に把握し、適切な支援を行うために、市とハローワークの共同で「三島地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を運営し、「生活保護受給者等就労自立促進事業実施計画」に基づいた就労支援を実施する。
- 市と三島市生活支援センターが開催する支援調整会議において、ハローワークと連携して支援対象者の早期支援に繋げる。

《市が実施する業務》

- 稼働年齢層の被保護者を対象に、就労支援員による自立に向けた就労支援を行う。
- 三島市生活支援センターにおいて、生活困窮者に対し、相談に応じた適職診断・面接相談からハローワークへの同行や就職後の見守り支援等を実施する。

《労働局が実施する業務》

- 福祉事務所から就労支援の要請があった者に対し、福祉事務所等と連携を図り、支援対象者に適合する求人情報の提供・職業相談・職業紹介・職業訓練のあっせん等を行う。また、求職者の状況により適切な支援機関を紹介し誘導を行う。
- 支援対象者の就職後の職場定着支援を行い、必要に応じて就職後のフォローアップ等を行う。
- 助成金制度（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））の活用による就職促進を図る。

6 外国人の就労支援

市内の企業が人手不足に対応するため、特定技能外国人を受け入れるケースなどが増えていることもあり、近年、外国人住民が増加傾向にある。外国人住民の中には、日本の慣習や日本語に不慣れな住民もいることから、行政手続き等の支援や日本語学習支援などの就労支援を実施する。また、外国人労働者を受け入れる企業に対する啓発等も併せて実施する。

《市と労働局が共同で取り組む業務》

- 市内企業での就労を目指す定住者や永住者などが、その能力を最大限発揮できるように外国人の就労を支援する。
- 市と協力して事業主に対する雇用管理セミナーを開催すること等により、事業主による雇用管理の改善に向けた取り組みを促す。
- ハローワークに外国人が来所した場合には、市内で就職することの魅力を的確に外国人に伝えながら、外国人と市内企業とのマッチング支援を推進する。具体的には、通訳の活用により本人の希望を丁寧に確認しつつ、ハローワークからは市内企業の求人情報を提供するとともに、市からは住環境や行政サービス等の情報を提供する。

《市が実施する業務》

- 外国人の行政手続き等に対応できるように、外国語の通訳及び翻訳機を庁内に配置し、支援を行う。
- 外国人が生活の支障となる言語の壁を早期に解消できるよう、受入機関や関係団体、関係部署と連携し、地域社会とのつながりを創出する。

《労働局が実施する業務》

- 事業所訪問を行い、外国人の雇用に理解のある求人を開拓する。また、公開求人の中で応募が可能と思われる求人は、必要な日本語能力の程度等を把握し、所内で情報の共有を図る。
- 日本語の会話が難しい外国人の職業相談等に対応できるように、外国語の通訳を所内に配置し支援を行う。
- 求職活動をしている外国人のニーズや日本語能力等を把握し職業相談のうえ、求人への応募希望があれば事業所へ連絡し職業紹介を行う。
- 事業主に対する外国人雇用状況届出制度の徹底を図るとともに、外国人労働者の雇用管理改善の促進と雇用維持のための相談・支援等について実施する。

第3 雇用対策協定に基づく取り組みに関する数値実績

		〈令和7年度〉		
	目標	結果	達成率	
1 若年者の就労支援				
・ 高校生の就職率（内定率）	100%	100%	100%	
・ 学生向けの市内事業所見学バスツアーの開催(3月)	2日間	2日間	100%	
・ 就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職率	62.2%	68.9%	110.8%	
・ 就職氷河期世代を含む中高年層(35～59歳)正社員就職件数	152件	125件	82.2%	
2 女性の働きやすい職場環境の支援				
・ マザーズコーナーにおける重点支援対象者の就職率	96.9%	100%	103.2%	
3 高齢者の雇用対策の推進				
・ 生涯現役支援窓口における65歳以上の就職率	87.0%	91.5%	105.2%	
4 障がい者の雇用対策の推進				
・ 障がい者就職件数	255件	235件	92.2%	
5 生活困窮者等の就労支援				
・ 就職率	69.6%	55.1%	79.2%	
6 その他の雇用対策				
・ 人手不足分野（介護、看護、保育、建設、警備、運輸）の就職件数	509件	445件	89.4%	
・ 就職ミニ面接会・説明会	25回	49回	196.0%	

第4 雇用対策協定に基づく取り組みに関する数値目標

1 若年者の就労支援	令和7年 3月末実績	令和8年度 数値目標
・ 高校生の就職率（内定率）	100%	100%
・ 学生向けの市内事業所見学バスツアーの開催（3月）	2日間	2日間
・ 就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職率	68.9%	65.9%
・ 就職氷河期世代を含む中高年層（35～59歳）の正社員就職件数	125件	160件
2 女性の働きやすい職場環境の支援		
・ マザーズコーナーにおける重点支援対象者の就職率	100%	97.4%
3 高齢者の雇用対策の推進		
・ 生涯現役支援窓口における65歳以上の就職率	91.5%	89.9%
4 障がい者の雇用対策の推進		
・ 障がい者就職件数	235件	235件
5 生活困窮者等の就労支援		
・ 就職率	55.1%	70.4%
6 その他の雇用対策		
・ 人手不足分野（介護、看護、保育、建設、警備、運輸）の就職件数	445件	491件
・ 就職ミニ面接会・説明会の開催	49回	40回